

健康福祉委員会 案件一覧

(令和7年6月23日・24日開催分)

○付託議案審査 1件

部局	上程順	件名	資料番号	説明者（所管課長名等）
福祉部	1	第93号議案 大田区立障がい者総合サポートセンター条例の一部を改正する条例	22	塚本 障がい者総合サポートセンター所長

○補正予算案の説明 1件

部局	件名	資料番号	説明者（所管課長名等）
福祉部	補正予算（案）について ・一般会計（第2次）補正予算（案）	23	山浦 福祉管理課長

○所管事務報告 3件

部局	報告順	件名	資料番号	説明者（所管課長名等）
福祉部	1	大田区立特別養護老人ホーム等に係る指定管理者候補者とする社会福祉法人の選定について	24	松田 介護サービス推進担当課長
健康政策部	2	令和7年度大田区災害時医療フォーラムの開催について	25	小倉 災害・地域医療担当課長
	3	軽症者救護所の新規開設について	26	小倉 災害・地域医療担当課長

健康福祉委員会	
令和7年6月23・24日	
福祉部 資料22番	
所管	障がい者総合サポートセンター

第93号議案 大田区立障がい者総合サポートセンター条例の一部を改正する条例

1 対象とする条例

大田区立障がい者総合サポートセンター条例(平成26年6月27日条例第26号)

2 改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正により、就労アセスメントの手法を活用した「就労選択支援」が創設された。

これを受け、障がい者総合サポートセンターにおいて、新たに就労選択支援を提供する事業を実施するため、規定の整備を行う。

3 改正内容

大田区立障がい者総合サポートセンター条例第2条に「法第5条第13項の就労選択支援を提供する事業に関すること」を追加し、その他必要な改正をする。

4 施行年月日

令和7年10月1日

5 新旧対照表

別紙のとおり

大田区立障がい者総合サポートセンター条例（平成26年条例第26号）新旧対照表

新	旧
○大田区立障がい者総合サポートセンター条例 平成26年 6 月 27 日 条例第26号	○大田区立障がい者総合サポートセンター条例 平成26年 6 月 27 日 条例第26号
第 1 条 （略） （事業）	第 1 条 （略） （事業）
第 2 条 サポートセンターは、次に掲げる事業を行う。	第 2 条 サポートセンターは、次に掲げる事業を行う。
（1） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第12項の自立訓練を提供する事業に関すること。	（1） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第12項の自立訓練を提供する事業に関すること。
（2） <u>法第5条第13項の就労選択支援を提供する事業に関すること。</u>	<u>（新設）</u>
（3） <u>法第5条第14項の就労移行支援を提供する事業に関すること。</u>	（2） <u>法第5条第13項の就労移行支援を提供する事業に関すること。</u>
（4） <u>法第5条第16項の就労定着支援を提供する事業に関すること。</u>	（3） <u>法第5条第15項の就労定着支援を提供する事業に関すること。</u>
（5） 法第5条第8項の短期入所を提供する事業に関すること。	（4） 法第5条第8項の短期入所を提供する事業に関すること。
（6） 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第4項の放課後等デイサービスを提供する事業に関すること。	（5） 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第4項の放課後等デイサービスを提供する事業に関すること。
（7） <u>法第5条第19項の一般相談支援事業に関すること。</u>	（6） <u>法第5条第18項の一般相談支援事業に関すること。</u>
（8） <u>法第5条第19項の特定相談支援事業に関すること。</u>	（7） <u>法第5条第18項の特定相談支援事業に関すること。</u>
（9） 児童福祉法第6条の2の2第7項の障害児相談支援事業に関すること。	（8） 児童福祉法第6条の2の2第7項の障害児相談支援事業に関すること。
（10） 法第77条第1項第1号から第3号まで、第6号及び第7号の地域生活支援事業に関すること。	（9） 法第77条第1項第1号から第3号まで、第6号及び第7号の地域生活支援事業に関すること。
（11） 法第77条の2の基幹相談支援センターの事業に関すること。	（10） 法第77条の2の基幹相談支援センターの事業に関すること。
（12） 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第32条に規定する障害者虐待防止センターの事業に関すること。	（11） 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第32条に規定する障害者虐待防止センターの事業に関すること。

新	旧
(13) 身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第21号）第13条第2号の身体障害者福祉センターB型の事業に関する事 と。 (14) 身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第34条第1号の点字図書館の事業に関する事 と。 (15) 次条第2号及び第3号に規定する施設の利用に関する事 と。 (16) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業 第3条から第12条まで （略） <u>付 則</u> <u>この条例は、令和7年10月1日から施行する。</u>	(12) 身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第21号）第13条第2号の身体障害者福祉センターB型の事業に関する事 と。 (13) 身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第34条第1号の点字図書館の事業に関する事 と。 (14) 次条第2号及び第3号に規定する施設の利用に関する事 と。 (15) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業 第3条から第12条まで （略）

健康福祉委員会 令和7年6月23・24日
福祉部 資料23番
所管 福祉管理課

令和7年度 福祉部 一般会計（第2次）補正予算（案）

【歳出】 一般会計

単位：千円

	款項目	小事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正内容・理由	予算所属
1	福祉費 社会福祉費 社会福祉総務費	定額減税補足給 付金（調整給 付）給付事業	878,527	1,569,759	2,448,286	調整給付の不足額給付において、対象者数が当初の見込みを上回ったため、増額補正を行う。	福祉管理課

健康福祉委員会	
令和 7 年 6 月 23・24 日	
福 祉 部	資 料 24 番
所 管	介護保険課

大田区立特別養護老人ホーム等に係る指定管理者候補者とする
社会福祉法人の選定について

指定期間が令和 8 年 3 月 31 日で満了となる特別養護老人ホーム等について、
指定管理者候補者とする社会福祉法人を選定する。

1 対象施設

別紙のとおり

2 指定期間（予定）

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間）

3 選定手続き

- （1）現在の指定管理者である社会福祉法人から、対象施設の管理運営について、再び指定を受けたい旨の申出があった場合、当該法人について審査を行う。
- （2）審査は、外部の有識者等により構成される審査委員会に諮り、評価する。
- （3）評価の結果、審査基準を満たしている場合は、当該法人を次期指定管理者候補者として選定する。ただし、審査委員会の審査及び評価の結果、選定することの客観性、妥当性が十分に確保できない場合は、公募型プロポーザル方式による選定を行う。

4 スケジュール（予定）

- | | |
|-------------------|--------------------|
| （1）再指定の申し出の締め切り | 令和 7 年 7 月 |
| （2）審査委員会 | 令和 7 年 7 月から 9 月まで |
| （3）指定管理者候補者としての選定 | 令和 7 年 10 月 |
| （4）議会への議案提出 | 令和 7 年 11 月 |
| （5）指定管理者による業務開始 | 令和 8 年 4 月 |

対象施設

1 特別養護老人ホーム

名称	所在地	現在の指定管理者
大田区立特別養護老人ホーム蒲田	蒲田二丁目 8 番 8 号	社会福祉法人 池上長寿園
大田区立特別養護老人ホーム糀谷	西糀谷二丁目 12 番 1 号	
大田区立特別養護老人ホームたまがわ	下丸子四丁目 23 番 1 号	

2 高齢者在宅サービスセンター

名称	所在地	現在の指定管理者
大田区立蒲田高齢者在宅サービスセンター	蒲田二丁目 8 番 8 号	社会福祉法人 池上長寿園
大田区立糀谷高齢者在宅サービスセンター	蒲田二丁目 8 番 8 号	
大田区立たまがわ高齢者在宅サービスセンター	下丸子四丁目 23 番 1 号	
大田区立下丸子高齢者在宅サービスセンター	下丸子四丁目 25 番 1 号	
大田区立矢口高齢者在宅サービスセンター	新蒲田二丁目 12 番 18 号	

備考 大田区立糀谷高齢者在宅サービスセンターは、大田区立特別養護老人ホーム糀谷の大規模改修に伴い大田区立特別養護老人ホーム蒲田と同じ建物に移転して運営している。

3 軽費老人ホーム

名称	所在地	現在の指定管理者
大田区立おおもり園	大森西一丁目 8 番 6 号	社会福祉法人 池上長寿園

令和7年度大田区災害時医療フォーラムの開催について

1 大田区災害時医療フォーラムの目的

- (1) 区民に対して区の災害時医療体制を周知すること
- (2) 災害時又は災害時医療に関連した講演等を行い、区民及び医療関係者の防災意識の向上をはかること

2 令和7年度のテーマ「阪神・淡路大震災から30年 ～その経験と教訓から学ぶ～」

30年前に発生した阪神・淡路大震災は、6,000人を超える犠牲者、全半壊家屋約25万棟など、甚大な被害をもたらした。しかし、この震災は、災害医療派遣チームDMATの発足など、「正の遺産」も残している。大震災の経験や教訓に学び、大田区としてどのような準備をすべきか参加者の皆様とともに考える。

3 日時

令和7年9月20日（土） 14時30分から17時まで

4 会場

大田区民ホール・アプリコ 小ホール（定員100名）

5 内容

司会 松本 賢芳 氏

（大田区災害医療コーディネーター、大田病院 脳神経外科 医師）

(1) 「大田区の災害時医療体制について」（仮題）

大田区健康政策部 災害・地域医療担当課長

(2) 「神戸における災害と街づくりの歴史」（仮題）

小代 薫 氏（神戸大学特命講師、小代薫建築設計事務所主宰）

(3) 「阪神・淡路大震災から30年 -DMATの創設と歩み-」（仮題）

小井土 雄一 氏（国立健康危機管理研究機構 危機管理・運営局 DMAT事務局
厚生労働省 DMAT事務局 事務局長）

(4) 「VRやARで体験しながら考える阪神・淡路大震災から30年の最新防災情報」（仮題）

あんど う りす 氏（兵庫県立大学大学院 減災復興政策研究科 博士課程）

(5) 座談会

出演者5名による意見交換

6 その他

- (1) 講演会は撮影・編集し、後日、大田区チャンネルにて動画配信を予定
- (2) 広報は、区報、ホームページ、X、チラシ等により実施
- (3) 本委員会終了後、チラシをホームページに公開（申込開始は、8月1日から）

軽症者救護所の新規開設について

1 開設理由

令和7年2月28日に目蒲病院が病院から診療所へ転換したことに伴い、同日付けで緊急医療救護所の指定を解除した。

同地区の緊急時医療体制を補うため、新たに軽症者を中心に治療ができる軽症者救護所を開設する。

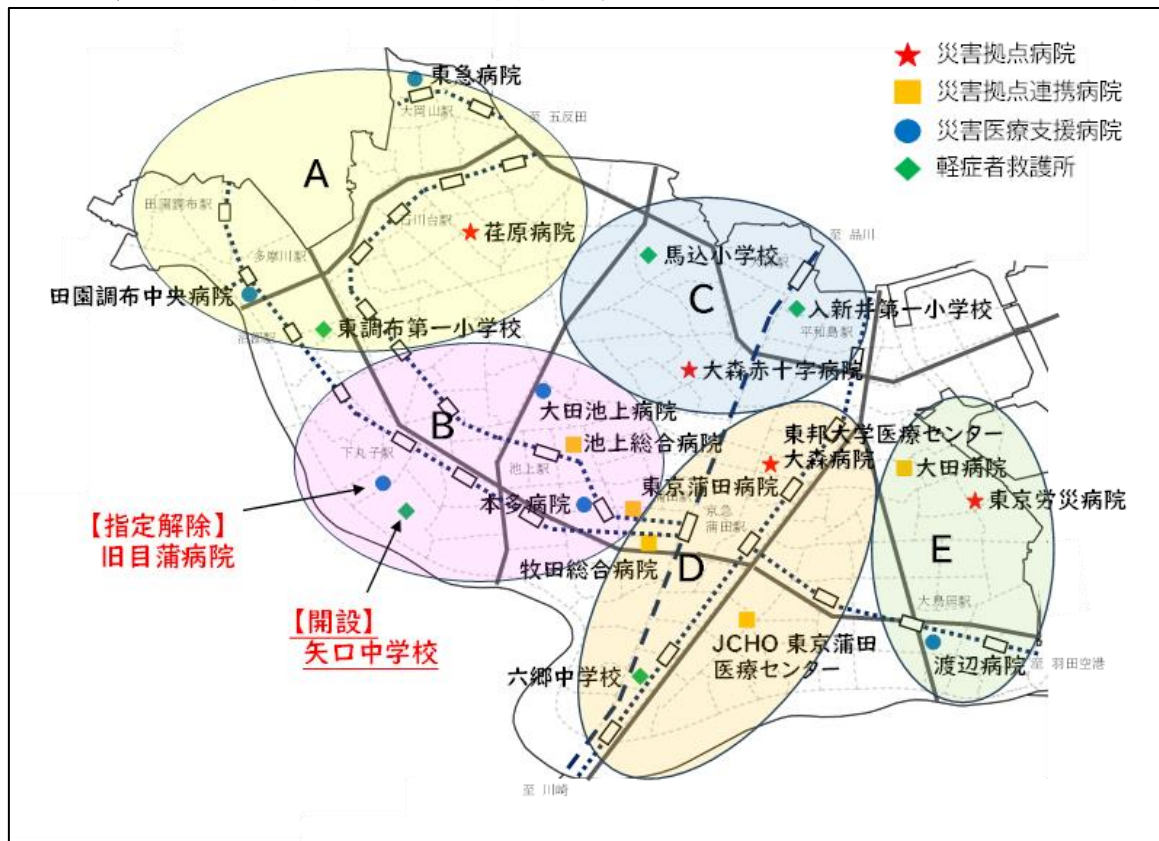
2 開設基準

区内に震度6弱以上の地震が発生した際、区が医師会、薬剤師会等と協力し開設する。

3 開設場所

区立矢口中学校（下丸子二丁目23番1号）敷地内

[図：緊急医療救護所・軽症者救護所 配置図]



参 考 災害時医療体制

区内で震度 6 弱以上の地震が発生した際、発災から概ね 72 時間までの間、下表の各病院には、緊急医療救護所※₁を開設し、下表の各小中学校には、軽症者救護所※₂を開設する。

※ 1 緊急医療救護所・・・病院の門前等を開設し、医師会等と協力してトリアージや軽症者の救護を行う。

※ 2 軽症者救護所・・・付近に病院が少ない地域に軽症者の救護を目的に医師会等と協力して下表 5 か所の学校に開設する。

グループ	開設施設	種別
A	★荏原病院	災害拠点病院
	●田園調布中央病院	災害医療支援病院
	●東急病院	災害医療支援病院
	◆東調布第一小学校	軽症者救護所
B	■池上総合病院	災害拠点連携病院
	■東京蒲田病院	災害拠点連携病院
	●大田池上病院	災害医療支援病院
	●本多病院	災害医療支援病院
	◆矢口中学校	軽症者救護所
C	★大森赤十字病院	災害拠点病院
	◆馬込小学校	軽症者救護所
	◆入新井第一小学校	軽症者救護所
D	★東邦大学医療センター大森病院	災害拠点病院
	■JCHO東京蒲田医療センター	災害拠点連携病院
	■牧田総合病院	災害拠点連携病院
	◆六郷中学校	軽症者救護所
E	★東京労災病院	災害拠点病院
	■大田病院	災害拠点連携病院
	●渡辺病院	災害医療支援病院

災害時の各病院の役割

- ★ 災害拠点病院・・・主に重症者の収容、治療を行う都が指定する病院
- 災害拠点連携病院・・・主に中等症者又は容態の安定した重症者の収容、治療を行う都が指定する病院
- 災害医療支援病院・・・主に専門医療、慢性疾患への対応、大田区地域防災計画に定める医療救護活動を行う病院